# 令和3年第1回定例会 斑鳩町議会会議録

令和3年3月1日 午前9時30分 開会 於 斑鳩町議会議場

# 1, 出席議員(13名)

1番 真紀子 溝 部 3番 中 Ш 靖広 5番 伴 吉 晴 7番 嶋 田 善行 9番 敏 文 横 田 11番 濱 真理子 13番 奥 村 容 子

2番 藤 文 夫 齌 4番 小 城 世督 6番 森 恒太朗 大 8番 井 上 卓 也 10番 坂 徹 男 12番 木澤 正

# 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐 谷 容 子

# 1, 地方自治法第121条による出席者

町 長 中 西 和夫 教 育 長 Щ 本 雅 章 総務課長 仲 村 佳 真 財 政 課 長 居 哲 也 福 福祉子ども課長 中 尾 歩 美 国保医療課長 藤 安 晴 康 環境対策課長 也 東 浦 寿 都市建設部長 俊 上 田 雄 都市整備課長 弓 啓 真 会計管理者 黒 﨑 益 範 尚 洋 教委総務課長 松 右 副 町 長 乾 善 亮 総務部長 巻 昭 男 西 まちづくり政策課長 庄 徳 光 本 住民生活部長 藤 惠  $\equiv$ 加 長寿福祉課長 中 原 潤 健康対策課長 典 子 北 住 民 課 長 修 関 口 建設農林課長 手 塚 仁 上下水道課長 猪 川恭 弘 本 公 教育次長 栗 生

## 1,議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日 程 7. 令和3年度施政方針について
- 日 程 8. 議案第 1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例につい て
- 日 程 9. 議案第 2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について
- 日 程 1 0. 議案第 3 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につい て
- 日 程 1 1. 議案第 4号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 の基準等に関する条例の一部を改正する条例につ いて
- 日 程 1 2. 議案第 5 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 の基準等に関する条例の一部を改正する条例につ いて
- 日 程 1 3. 議案第 6 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例について
- 日 程 1 4. 議案第 7号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部 を改正する条例について
- 日 程15. 議案第 8号 権利の放棄について
- 日 程16. 議案第 9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号) について
- 日 程17. 議案第10号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算

## (第4号) について

- 日 程18. 議案第11号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第3号)について
- 日 程19. 議案第12号 令和3年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 2 0. 議案第 1 3 号 令和 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算 について
- 日 程 2 1. 議案第 1 4 号 令和 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日 程 2 2. 議案第 1 5 号 令和 3 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日 程23. 議案第16号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日 程24. 議案第17号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算について
- 日 程 2 5. 議案第 1 8 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日 程 2 6. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることに ついて (その 1)
- 日 程 2 7. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることに ついて (その 2)
- 日 程28. 承認第 1号 町長専決処分について承認を求めることについて (損害賠償の額の決定について)
- 日 程 2 9. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて (令和 2 年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第 4 号)について)
- 日 程30 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて (斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例 について)
- 日 程31. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて (斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について)
- 日 程32. 認定第 1号 町道認定について
- 日 程33. 同意第 1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めること

について

日	程34.	同意第	2 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を
				求めることについて(その1)
日	程35.	同意第	3 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を
				求めることについて(その2)
日	程36.	同意第	4 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を
				求めることについて (その3)
日	程37.	同意第	5 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を
				求めることについて(その4)
日	程38.	同意第	6 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を
				求めることについて(その5)
日	程39.	同意第	7 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を
				求めることについて(その6)
日	程40.	同意第	8 号	斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を
				求めることについて(その7)
日	程41.	報告第	2 号	議会の委任による町長専決処分の報告について
				(損害賠償の額の決定について)
日	程42.	報告第	3 号	議会の委任による町長専決処分の報告について
				(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第13
				号) について)
日	程43.	報告第	4 号	議会の委任による町長専決処分の報告について
				(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14
				号) について)
日	程44.	報告第	5 号	令和3年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告に
				ついて

# 1,本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長(坂口徹君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和3年第1回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) おはようございます。

令和3年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かと お忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申しあげます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り心から感謝を申しあげます。 さて、本定例会は、斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例についてなど、38議 案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜 りまして、原案どおりご承認くださいますようお願いを申しあげます。

また、去る1月28日から2月3日まで、5日間にわたり、佐伯、中川両監査委員には令和2年度の定期監査を実施していただいたところでありますが、終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあるものの、いまだ感染拡大の収束の見通しは立っていない状況であります。感染拡大の抑制効果が期待されるワクチン接種につきましては、2月17日から、医療従事者を対象とした先行接種が開始され、現在の予定では、4月12日以降に、高齢者の優先接種が開始される見込みとなっております。このような状況の中、本町におけるワクチン接種を迅速かつ的確に実施するため、本日、全庁的な推進連絡体制として、斑鳩町新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を立ち上げたところでございます。今後、住民皆様方の安全・安心のため、職員と一丸となって全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員皆様方におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

令和3年度の施政方針及び提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととして、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長(坂口徹君) ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1.会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第1 27条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、12番 木澤議員、13番 奥村議員を指名します。 両議員には、会期中よろしくお願いします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期を本日から本月23日までの23日間と定めることについて、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から23日までの23日間と決定しました。

次に、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和2年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長(井上卓也君) 改めまして、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。

去る2月15日、委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告 を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1.継続審査について、(1)都市基盤整備事業に関することについて。 いかるがパークウェイ整備の進捗について、三室・紅葉ヶ丘区間は、三室交差点から東 の側道などの工事が順次行われているとのこと、五百井・興留区間は、事業用地の取得 に向けた交渉等が引き続き進められているとのことです。JR法隆寺駅周辺整備につい ては、奈良県との包括協定に基づく「まちづくり基本構想」の策定に時間を要しており、 年度内の実施が困難であることから、今年度に予定していた基礎調査業務等を来年度以 降に実施するため、3月議会に当該予算の減額補正等を上程されるとのことです。

委員から、いかるがパークウェイの灯りの高さについて、県との連携協定に時間を要 している理由と見通しについて質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町都市計画マスタープランの改定について、策定委員会からの意見、パブリックコメントを踏まえ、最終案をとりまとめ、第4回策定委員会を書面開催したこと、また、都市計画審議会で答申を受ける予定である

ことが報告されました。委員より、計画案に記載されている、いかるがパークウェイの 推進の姿勢について意見が述べられました。

次に、(2)水道事業の県域一体化について、去る1月25日、水道事業等の統合に関する覚書の締結式が、関係市町村長と奈良県知事などの出席のもと、執り行われたとのことです。また、単独経営と事業統合を比較した給水原価と供給単価の財政シミュレーションについて、資料にもとづき説明されました。委員から、水道料金の見込みについて、県域一体化で事業統合すると具体的に何が違うのか、何に基づいて財政シミュレーションされているのか等、質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。また、委員より、どの施設の管理が統合できて、斑鳩町では何を管理するのか、具体的に示されたいと要望がされました。

次に、(3) 地籍調査の実施について、令和3年度より国庫補助金等を活用しながら、 地籍調査を実施し、資料に記載の範囲については令和11年度に完成見込みであると報 告されました。委員より具体的な斑鳩町の負担見込みについて質疑があり、理事者より 答弁されています。

次に、(4) 平成緊急内水対策事業の実施について、奈良県郡山土木事務所により、三代川水系において、浸水被害を軽減させるための貯留施設の候補地を検討され、中宮寺北側農地において面積、貯水量3千立法メートルの貯留施設を作ることで、三代川の浸水被害が軽減される結果となった。このことから、国や県の財源を活用して、来年度から用地測量等の準備をすすめ、令和5年度に貯留施設の設置工事を行う計画であると報告されました。委員から、近隣住民の理解について、具体的な場所について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、(5) 斑鳩町町営住宅長寿命化計画に基づく事業について、令和3年度に、長田団地B棟の設計業務と改修工事を、令和4年度に、長田団地A棟の設計業務、令和5年度は長田団地A棟の改修工事を計画していると報告されました。委員から、町営住宅の入居率について、空き部屋の募集状況について、町営住宅の点検状況や改修の順序について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、口頭報告として、斑鳩町ブロック塀等撤去工事支援事業について、令和3年3 月31日が期限であったが、5年間延長すると報告されました。

最後に、その他について、各委員からの質疑はございませんでした。

以上が、閉会中における当委員会の審査の概要と結果であります。詳細については会 議録に整理いたしますので、ご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。 これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(坂口徹君) 次に、日程4. 厚生常任委員長報告についてを議題とします。同じ く閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。
  - 11番、濱委員長。
- ○厚生常任委員長(濱眞理子君) それでは、厚生常任委員会の委員長報告をいたします。 令和3年2月17日、全委員出席のもと開催されました厚生常任委員会の概要を報告 させていただきます。

まず、継続審査、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてです。 ごみ処理広域化に関する3市町合同勉強会について、年末ごみ持込み事業について報告 がありました。また、災害時に備えて災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互 支援について、大栄環境株式会社と3月17日に協定を締結することと、主な協力要請 内容について報告されました。委員から、県内の個別協定の状況について、協定を結ぶ メリットについて、協定先の選定理由について等、質疑があり、理事者より一定の答弁 がされております。

次に、各課報告事項について、新型コロナウイルスワクチン接種について、現在、医師会等の関係機関と調整をはかりつつ、接種体制の整備を進めているが、接種券の発送等についても、国から具体的に示されておらず、わかり次第、町民にお知らせすると報告がありました。委員より、ワクチンの接種会場について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、国民健康保険税の適正な税率等について、令和3年度以降の国民健康保険税についての国民健康保険運営協議会からの答申内容とその考え方について報告され、3月議会に国民健康保険税条例の改正案を提出されるとのことです。委員より、税率改定に伴う影響額について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、包括的支援体制構築事業の実施について、さまざまな福祉制度の狭間にある人を必要なサービスへつなぐための包括的支援体制を構築することとし、その事業を令和3年度より斑鳩町社会福祉協議会に委託すると報告がありました。委員より、コミュニティソーシャルワーカーについて質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、遠隔手話通訳サービスの実施について、役場と生き生きプラザ斑鳩の窓口において、タブレット端末を活用し、聴覚障害者の方が所有されているスマートフォン等と 通信による手話通訳サービスを、令和3年度より開始することのことです。委員より、 通信機器を持たない利用者への配慮について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、子ども家庭総合支援拠点の運営について、令和3年度から新たに設置される子育て支援課に、児童福祉法の規定に基づき、子ども家庭総合支援拠点を設置すること、新規事業として、子育て総合相談窓口の設置等を行うとのことです。

次に、子ども食堂支援事業の実施について、子どもの貧困対策計画の取り組みのひと つとして、子ども食堂事業を実施する団体に対し、運営経費の一部を補助するとのこと です。委員より、対象団体数、やむを得ない事情により既定の回数を開催できない場合 の対応について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、通所型サービスC (短期集中予防サービス) の実施について、一時的に状態が 悪くなった方や虚弱になった方を対象に、3か月の短期間で集中的にリハビリを実施す る事業を、令和3年度より介護予防・日常生活支援総合事業として実施するとのことで す。委員より、財源や導入理由について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、骨髄移植ドナー支援事業の助成制度について、令和3年度より、骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に対して、助成金を交付する制度を創設すると報告がありました。委員から、ドナーとなった場合の個人負担や必要日数等について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の助成制度について、既定の14回の妊婦健康診査を受診後、追加で受診する健診に要した費用の一部を助成するとのことです。委員より、財源について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、斑鳩町高齢者の保健事業と介護予防等との一体的実施について、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、国保医療課、健康対策課、長寿福祉課の3課が連携し、地域包括支援センターに保健師等を配置して、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に実施されるとのことです。委員より、広域連合からの委託金で賄えるのか、フレイルとはどのような状態かについて質疑があり、理事者より答弁されております。

最後に、環境対策課より、鳩水園から排出される放流水保証値について報告がありま した。

次に、その他について委員にご意見をお聞きしたところ、保育園の待機児童数について質問があり、理事者から後刻報告するとのことでした。

以上が、厚生常任委員会の概要であります。

詳細につきましては、議事録に記載いたしますので、ご覧いただきますよう、お願い

いたしまして、報告をおわります。ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(坂口徹君) 次に、日程 5. 総務常任委員長報告についてを議題とします。同じ く閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。
  - 12番、木澤委員長。
- ○総務常任委員長(木澤正男君) それでは、閉会中の2月18日に開催しました総務常 任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

まず初めに、継続審査案件であります、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし報告を求めたところ、理事者より、①こども考古学教室について、夏休み期間中の開催を中止としてきましたが、現在コロナ感染状況化において参加人数を制限して実施することが可能だと判断し、こども勾玉づくり教室を2月28日に、斑鳩考古学講座を斑鳩考古学検定として2月23日に開催するとの報告がありました。2点目として、斑鳩文化財センターのリニューアルについて、来年度の新規事業として3点の内容で機器の更新等を予定していると資料に基づき報告がありました。次に3点目として、奈良大学と共同で進めている斑鳩における古墳の範囲確認調査について、2月15日から3月31日までの期間で甲塚古墳の範囲確認を目的とした発掘調査に着手しているとのことでした。報告を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、甲塚古墳の調査結果に対する現地説明会の開催について、斑鳩考古学検定について、文化財センター等における映像の情報発信について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項を議題とし、理事者より8件の報告を受けました。

まず1点目は、令和3年度 税制改正大綱、地方税関係の概要について、資料に基づき報告を受けました。若干の質疑応答がありました。

次に2点目として、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る土地賃貸料の取り扱いについて、資料に基づき報告を受けました。質疑をお受けしたところ、委員より、以前の指定管理者制度に基づき観光協会が管理していたときの状況と現在の呉竹荘による運営状況との比較について、呉竹荘の運営によって、赤字になった場合には町が赤字を補填するのか、呉竹荘の会社全体の経営状況について、コロナの影響等によりホテル誘致計画自体が立ち行かなくなった場合の企業版ふるさと納税による寄付金の扱いについて、賃貸契約をしているのに出た利益分以外の賃料は免除するというのはよくないと考える、それよりも賃貸料の何%という形で減免するというほうが良いのではない

か、との質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に3点目として、地域交流館の建設要望に対する対応について、資料に基づき報告を受けました。委員より、地域交流館整備に係る全体の経費と補助金の活用について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に4点目として、地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の活用について、 資料に基づき報告を受けました。委員より、韓国語以外のマップ等の作成状況について、 関西観光本部の海外事業における斑鳩町コーナーの出展内容について、不採択事業に対 する実施の可否の判断基準について、マップ等の作成部数について質疑があり、理事者 より一定の答弁がなされています。

次に5点目として、斑鳩町スクールカウンセラーの配置について、資料に基づき報告を受けました。委員より、カウンセラーの配置について、相談内容の傾向について、通信機器を活用しての対応について、県事業との関係について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に6点目として、いかるがホール・大ホールの舞台諸幕類の更新工事について、経年劣化による更新を予定しており新年度予算案に経費を計上しているが、3月議会議決後の3月26日に入札を執行し4月1日に契約を締結し、工事を進めたいとのことでした。質疑等はありませんでした。

次に7点目として、確定申告期限延長等にともなう対応について、令和2年分所得税 の確定申告の期限について新型コロナウイルス感染症への対応として、昨年と同様に申 告期間を1か月延長するとのことでした。質疑等はありませんでした。

次に8点目として、町立小学校児童の新型コロナウイルス感染について、1月24日に町立小学校の児童が新型コロナウイルスに感染していることが確認され、それ以降の町の対応等について報告を受けました。結果として、その後、関係者や校内での感染拡大は確認されていないとのことです。質疑等はありませんでした。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、各委員からの質疑等をお受けしたところ、委員より、町立幼稚園の申し込み状況について、町立小学校での置き傘のシステムについて質疑があり、 理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、その他についても終わり、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、

総務常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(坂口徹君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6.報告第1号 監査結果報告についてを議題とします。

監査委員より、去る1月28日から2月3日までの5日間に執行されました定期監査 において、お手元に配布しておりますとおり報告書を提出いただいております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間の短縮のため、本日、監査報告は朗読いただきませんが、佐伯、中川両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただきましたことに厚くお礼を申しあげます。ありがとうございました。

次に、日程7. 令和3年度施政方針についてを議題とします。

令和3年度の施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 令和3年第1回斑鳩町議会定例会の開会にあたりまして、私の町 政運営に関する所信の一端を申しあげ、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力 を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症は、今なお、世界中で猛威を振るっております。感染症の拡大は、私たちの命や健康だけでなく、社会や経済、ライフスタイルや価値観など暮らしのすべてに大きな影響を与えています。このようななか、住民の皆様、事業者の皆様におかれましては、感染予防対策にご協力いただき、心から感謝を申しあげます。

また、医療や介護従事者の皆様をはじめ、日々、感染リスクと向き合いながら、最前線で奮闘されている全ての方々に、深く敬意を表します。

本町におきましては、住民の生活を守るための町独自の支援を、第1弾、第2弾と2回にわたり実施し、「感染拡大防止への支援」、「家計への支援」、「事業者への支援」に努めてまいりました。斑鳩町YOU&Iクーポン券の発行、水道料金の基本料金の8か月間の免除、住宅リフォーム等支援金の支給など、必要な人に、必要な支援が届くよう、スピード感を持って、取り組んできたところであります。

また、本年1月には、PCR検査を受けやすい環境を整備するため、生駒地区医師会と連携し、生駒郡4町で「生駒郡地域外来検査センター」を開設いたしました。

今後も、引き続き、住民の生活を守ることを最優先とし、特に、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、県や医師会と連携しながら、万全の体制を整え、迅速に対応してまいります。

さて、新年度は、私が、住民の皆様から負託を受け、町政のかじ取りをさせていただき、4年目を迎えます。新年度からは、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』をまちづくりのテーマに掲げ、第5次斑鳩町総合計画による新しい斑鳩づくりをスタートさせます。

先人たちから受け継いできた聖徳太子の「和」の精神をもって、住民一人ひとりが、 多様な価値観を尊重しながら、世代を超えて支え合い、未来へ歩んでいくまち「斑鳩」 の実現に向け、住民の皆様との対話を引き続き重ねてまいります。

第5次総合計画は、安全・安心に重点を置いており、機構改革を行うなか、新しい組織体制で、住民の皆様を、感染症や災害から守り、安全で安心して快適にくらし続けることができるまちづくりを進めます。さらに、健全な行財政経営を行うことにより、斑鳩に住むすべての人が、将来にわたって安心して住み続けることができるよう、全力で取り組む覚悟であります。こうしたなか、令和3年度予算では、一般会計で総額94億2千万円を計上しております。前年度と比較して3億9千万円、4.3%の増額となっております。また、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせました総予算額は183億8,224万3千円で、4億7,275万7千円、2.6%の増額となっております。それでは、第5次斑鳩町総合計画の基本目標に沿って、令和3年度の主要な施策についてご説明を申しあげます。基本目標1の、「安全・安心にくらせるまち」についてであります。

はじめに、「災害に強いまちづくり」であります。昨年は、令和2年7月豪雨により、九州、中部、東北地方をはじめ、広範囲な地域において、多くの人命や家屋に、甚大な被害が生じました。本町においても、近年の著しい集中豪雨による雨水の河川流入が増加傾向にあることから、法隆寺北一丁目地内に貯留施設を整備し、浸水常襲地域への内水被害対策とする「平成緊急内水対策事業」に取り組むとともに、水路や調整池の改修、都市下水路の適切な維持管理を進めてまいります。また、自然災害被災後の早期原形復旧、地図混乱の解消等を目的に、新年度からは稲葉車瀬地域を実施地区に選定し、以降9か年で、順次、地籍調査を実施してまいります。また、相次ぐ水害や、発生が懸念される大規模地震に対し、災害対応力の向上を図るため、引き続き、災害用備蓄品の整備を行うとともに、3月末に策定予定の斑鳩町国土強靭化地域計画に掲げる施策を着実に進めてまいります。さらに、地域防災力の向上を図るため、町消防団の装備品の更新を行うとともに、防災訓練の実施、自主防災組織への支援や防災士の育成に、引き続き、取り組んでまいります。

次に、「防犯・生活安全の向上」であります。防犯活動の強化に向けて、地域の防犯ボランティア団体と連携した取り組みを進めるとともに、自発的な防犯活動を支援するため、自治会等に対し、防犯カメラの設置に要する費用の一部を補助する事業を、引き続き実施してまいります。また、交通安全対策として、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、引き続き、交通安全施設の充実を図るとともに、高齢者の交通事故対策として、運転免許自主返納支援制度について積極的に活用いただけるよう周知してまいります。また、消費者トラブルへの対応として、悪質電話による高齢者の特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、通話内容を自動的に録音する機能を有する電話機等の購入費用等の一部を助成する事業を、引き続き実施してまいります。

次に、「ライフラインの確保」であります。水道事業では、施設の老朽化に伴う更新需要などの課題から、町の浄水場施設の稼働を停止し、県営水道からの受水に切り替え、経営の効率化に取り組んでまいります。また、下水道事業では、経営状況に応じた効率的な整備を進めるとともに、整備が完了した地域での公共下水道への接続の促進を図ることにより、持続可能な事業経営に取り組んでまいります。

基本目標2の、「コンパクトで質の高い持続可能なまち」についてであります。

はじめに、「道路・交通網の整備」であります。幹線道路の整備として、いかるがパークウェイの、三室・紅葉ヶ丘区間では、昨年8月1日に三室交差点部分が完成するなど、整備が順次進展している状況であります。さらに、五百井・興留区間では、用地取得とあわせ、埋蔵文化財の発掘調査も進められている状況であり、早期整備に向けて、関係機関と連携を図るとともに、地元との調整に努めてまいります。また、生活道路の整備として、継続して取り組んでいる岡本循環道路や目安堤防道路及び地域からの要望路線を計画的に進めるとともに、いかるがパークウェイの五百井・興留区間の事業進捗にあわせて、主要な町道と交差点部分の改良工事も取り組んでまいります。さらに、生活道路の経年劣化や破損などに対する修繕工事、橋りょう長寿命化計画に基づく橋りようの点検業務など、安全で快適な生活に支障をきたさないよう、引き続き、道路施設の適切な維持管理に努めてまいります。また、公共交通の利便性の向上として、昨年4月から王寺駅への乗入れを開始したコミュニティバスについて、コロナ禍においても、地域の公共交通として、安全・安心してご利用いただけるよう、感染防止対策を講じながら、引き続き、実証運行を継続してまいります。

次に、「住宅・生活環境の整備」であります。地震による建築物の倒壊から生命及び 財産を守るため、引き続き、既存木造住宅の耐震診断や耐震改修、耐震シェルター設置 に対する支援を行うとともに、ブロック塀等の撤去に対する支援を、引き続き、実施してまいります。また、町営住宅の適切な維持管理として、斑鳩町町営住宅長寿命化計画に基づき、新年度では、長田団地B棟の外壁、屋根等の改修工事を実施してまいります。また、奈良県とのまちづくり連携協定の取り組みとして、法隆寺周辺における「歴史・観光まちづくり」の推進や、町の玄関口であるJR法隆寺駅周辺の交通結節性の向上など、本町が抱える課題解決に向けて、引き続き、県と連携して進めてまいります。

次に、「循環型社会の推進・環境保全」であります。循環型社会の推進として、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画及び斑鳩まほろば宣言・推進計画に基づき、総合的・計画的にごみの減量化・資源化対策を進め、限りある資源を大切にし、次世代に安心して暮らせる地球環境を引き継ぐため、循環型社会の形成を推進してまいります。また、家庭系生ごみ分別収集地域の拡大をはじめ、事業所等から排出される生ごみの資源化を推進するとともに、食品ロスの低減に向けた取り組みを推進し、資源の有効活用を促進する仕組みの充実に取り組んでまいります。さらに、ごみ処理広域化に関する勉強会をはじめ、あらゆる可能性を検討し、安定的なごみ処理の確立に向けて、取り組んでまいります。また、環境保全対策の推進として、海洋プラスチックごみの問題や地球温暖化など、さまざまな環境問題について、環境教室や啓発事業により、広く学ぶことができる機会を提供するとともに、環境保全推進委員の活動支援に努めることにより、次世代を担う子どもたちに、豊かな自然と良好な環境を継承してまいります。また、各種協議会との連携や水質改善に向けた取り組みを推進し、広域的な水質改善活動を進めるとともに、鳩水園から河川排出される放流水について、県流域下水道への接続に向けて、取り組んでまいります。

次に、「持続可能な行財政経営」であります。新年度を計画の初年度とする新たな「第5次斑鳩町総合計画」及びその重点施策として位置付けた「第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、総合的かつ計画的な行政経営と地方創生の取り組みを進めてまいります。また、効率的な行財政運営として、職員に対する各種研修の実施や人事評価制度に基づく能力・実績を的確に反映した人事管理を行うことにより、職員の人材育成・組織マネジメントの強化を図ってまいります。さらに、長時間労働の抑制、各種ハラスメント対策を講じることにより、誰もが働きやすい職場環境の構築に、引き続き、取り組んでまいります。また、健全な財政運営については、人件費や扶助費等の義務的経費が増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減が懸念されるなか、慢性的な財源不足による財政の硬直化が、喫緊の課題となっております。

このことからも、本町では、財政の効率化・健全化を積極的に推進しており、その結果、 直近の決算では、2年連続の実質単年度収支の黒字を達成したところであります。

今後も、町税や各種交付金等の主要な財源の伸びが見込めないことを念頭に、自主財源の確保を徹底しつつ、将来にわたって持続可能な財政運営に、引き続き、努めてまいります。また、町税等の収納サービスとして、納税者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、スマートフォンの専用アプリで収納処理を行う「スマホ収納」の運用を、本年4月から開始してまいります。また、公共施設マネジメントの推進では、3月末に策定予定の斑鳩町公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づき、長期的な視点で、人口動態を注視しながら、公共施設の質・量の適正化や、財政負担の軽減及び平準化を推進してまいります。

基本目標3の、「子どもの未来が輝くまち」についてであります。はじめに、「子育 て環境の充実」であります。核家族化、地域のつながりの希薄化等により孤立しがちな 育児環境において、出産後も安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわた るまで、地域で切れ目なく支援していくことが課題となっております。このことから、 子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する総合的かつ継続的な支援を行う「子ども 家庭総合支援拠点」を、生き生きプラザ斑鳩内に、本年4月から開設し、実情の把握や 相談対応等のソーシャルワークを通じて、特に要支援児童及び要保護児童等への支援の 強化を図ってまいります。また、保健センター内に開設している「子育て世代包括支援 センター」において、コロナ禍でも安心して子育てができるよう、オンライン相談等を 進めることにより、相談体制を充実してまいります。さらに、多胎妊婦に対し、単胎妊 婦よりも多く生じる妊婦健康診査の費用の助成を実施することにより、妊婦及び胎児の 体調管理と経済的負担の軽減に努めてまいります。また、保育サービス等の充実として、 女性の就業率が年々高まるなか、多様な保育ニーズに応えるため、就学前児童の教育・ 保育施設のあり方について、関係機関において協議を進め、幼児教育・保育の「量」の 確保と「質」の向上に努めてまいります。また、かねてから準備を進めてまいりました 町立幼稚園における預かり保育を、本年4月から開始することとし、共働き世帯の支援 の充実を図ってまいります。

次に、「子どもの教育の充実」であります。時代に応じた教育内容の充実として、小学校における英語の教科化に先行して配置している外国人指導助手を、引き続き、各小学校に1人ずつ配置するとともに、論理的思考を育むプログラミング教育の充実を図るなど、国際理解、グローバル化やデジタル化等の時代の変化に対応した教育を実施して

まいります。また、本町の豊富な歴史資源を題材とした教材の検討に取り組み、伝統と 文化を尊重する心や斑鳩を身近に感じる郷土愛の育成を図ってまいります。また、教育 環境の整備・充実として、小・中学校において、児童生徒1人1台の教育用パソコンの 導入、大容量の通信ネットワークの整備等を行うなど、学校のICT環境の整備を進め てきたなか、新年度では、これらを最大限に活用し、教育のICT化に取り組んでまい ります。また、国では、新年度から段階的に小学校の35人学級化を進める方針が示さ れましたが、町独自の少人数教育のさらなる充実を図り、きめ細やかな指導を行うこと ができるよう、国基準に先行する少人数学級編制と、ティーム・ティーチングや少人数 による指導を継続してまいります。さらに、子どもの学習支援として、地域の教職員〇 B等経験豊かな人材との協働により、町立小・中学校に在籍する児童生徒を対象に、学 習支援事業を行い、児童生徒の学力と学習意欲の向上を図ってまいります。また、青少 年の健全育成として、昨今、児童生徒のいじめ、不登校、非行や心の問題等については 案件が複雑化し、継続的な対応が必要な事例が増加する傾向にあることから、カウンセ リング機能の強化を図るため、これまでの「心の教室相談員」に加え、町費による「ス クールカウンセラー」を配置するとともに、オンライン相談を活用するなど、相談体制 の充実に取り組んでまいります。

次に、「子どもを守るしくみの充実」であります。児童虐待、子どもの貧困等が社会問題となっているなか、地域の子どもが、食を通じた団らんのなかで、コミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことができる居場所として、「子ども食堂」事業を実施する団体に対し、運営経費の一部を補助することにより、地域における子育て支援体制の充実を図ってまいります。

基本目標4の、「誰もが健やかに生き生きとくらせるまち」についてであります。

はじめに、「健康づくり」であります。昨年1月に、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されましたが、未だ収束のきざしが見えず、全国で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策は、喫緊の課題であります。このことから、感染状況に注視しながら、町民の皆様の命と健康を守るため、引き続き、最優先の課題として取り組むとともに、特に、ワクチン接種につきましては、円滑・迅速な接種を実施するための体制整備等に取り組んでまいります。また、健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病対策については、健康無関心層を含めた疾病の発症予防や重症化予防に向けた取り組みをさらに推進するとともに、新しい生活様式をふまえた健康づくりに取り組んでまいります。さらに、新年度から、骨髄等の移植の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄

バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した人に対して助成を行い、骨髄等を提供しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、「高齢者の福祉・介護の充実」であります。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を控え、高齢者を取り巻く様々な問題が起こることが予想されることから、その対応として、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる地域包括ケアシステムの構築を一層進めてまいります。また、新年度は、第8期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の初年度となりますことから、第8期計画に基づき、本町のすべての住民が、一人ひとりの尊厳の尊重と地域とのつながりを感じながら高齢期を迎えることができ、高齢になっても自立と社会参加が可能となる高齢者福祉を推進してまいります。また、高齢者の介護予防の取り組みを一層推進するため、介護予防・日常生活支援総合事業に、短期集中予防サービスのメニューを新たに加えるとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、高齢者の自立支援に向けた取り組みを一層進めてまいります。

次に、「障害者福祉の充実」であります。障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本年度に策定いたしました、斑鳩町障害者福祉計画及び第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期斑鳩町障害児福祉計画に基づき、地域における共生の実現に向けた総合的な支援の取り組みを、引き続き、実施してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、聴覚障害者が病院への受診等に際して、手話通訳者の同行が困難な状況がありますことから、情報通信機器を利用した遠隔手話通訳サービスの提供体制を構築することにより、利便性の向上及び緊急時への対応の充実に取り組んでまいります。また、学校教育における支援として、教育上何らかの支援を必要とする児童に細やかな支援を行うことができるよう、小学校に県の加配教員の配置を受けながら、通級指導教室の拡充に努めてまいります。

次に、「安定した社会保障制度の運営」であります。国民健康保険制度の県単位での安定した財政運営を図るため、国民健康保険税などの歳入の確保に努めるとともに、適切な医療費の支出を行うため、奈良県や国民健康保険団体連合会と連携しながら、県内市町村が共同で取り組む保健事業などの施策を展開してまいります。また、乳幼児から中学校卒業までを対象とした子ども医療費助成やひとり親家庭等医療費助成等につきまして、対象の皆様が安心して医療を受けることができるよう、引き続き、実施してまいります。また、社会構造の変化等により、従来の福祉のあり方だけでは必要な支援が行

き届かない、いわゆる「制度の狭間」にある課題解決に向け、コミュニティソーシャル ワーカーを配置するなど、社会福祉協議会と連携し、包括的支援体制の構築に向けて、 取り組みを進めてまいります。

次に、「生涯学習・生涯スポーツの推進」であります。生涯にわたって学ぶことがで きる環境づくりとして、身近な生涯学習の拠点施設である公民館について、適切に維持 管理を行いながら、施設の充実を図ってまいります。また、誰もが気軽に図書館を利用 でき、住民ニーズにあった図書の提供ができるよう、図書館の蔵書や機能の充実を図っ てまいります。さらに、幼児が本と触れ合い、読書に親しむ場として、就学前の園児が 図書館を利用することができるよう、図書館サービスの充実を図ってまいります。また 生涯スポーツの推進として、新年度に延期いたしました「第50回いかるがの里・法隆 寺マラソン」について、参加されるランナーの安全を第一に、よりよい大会運営を実施 してまいります。また、令和3年に延期となった東京オリンピック聖火リレーについて、 本年4月12日に斑鳩町を通過することが決定しておりますことから、本町区間におけ る聖火リレーの運営等を実施してまいります。また、各種スポーツ教室を展開しており ます総合型地域スポーツクラブをはじめ、スポーツ団体に対し、育成支援を行うととも に、連携しながら生涯スポーツの振興を図ってまいります。また、スポーツ施設の充実 として、すこやか斑鳩・スポーツセンターの中央体育館において、空調設備の導入に向 けた基礎調査を実施するとともに、町民プールにおいて、利用者に楽しんでいただくこ とができるよう、創意工夫を凝らしながら、さらなる集客対策に取り組んでまいります。 基本目標5の、「つながりを大切にするまち」についてであります。はじめに、「住 民活動と恊働の推進」であります。新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、 人と人との物理的距離を置く「新しい生活様式」が、私たちの生活に定着しつつありま すが、物理的距離を保たなければならない時であるからこそ、心の距離は近くに、地域 の絆をしっかりとつないでおくことが大切となります。このことから、地域におけるさ まざまな地域の課題が解決できるよう、自治会などコミュニティに関わる組織を支援す るとともに、コミュニティ活動の拠点整備に取り組んでまいります。また、協働のまち づくりでは、引き続き、行政と目的や目標を共有する住民活動の立上げを支援すること とし、新年度では、活動提案事業制度により2団体の活動を助成してまいります。さら に、民間事業者との公民連携・官民連携により、質の高い公共サービスの創出に努めて まいります。

次に、「男女共同参画社会の推進」であります。男女共同参画の意識改革の取り組み

を進めるとともに、女性就業支援セミナーの開催など、さまざまな分野での女性の活躍 を支援してまいります。また、女性のあらゆる悩みの相談に応じる女性総合相談につい て、コロナ禍でも安心して相談ができるよう、オンライン相談を実施してまいります。

基本目標6の「魅力に満ちた活力あるまち」についてであります。

はじめに、「観光まちづくりの推進」であります。アフターコロナを見据え、国の補助金も活用しながら、引き続き、外国人観光客向けホームページの充実や観光パンフレットを作成するとともに、関西観光本部や日本政府観光局と連携し、海外での情報発信やプロモーションなどを行ってまいります。さらに、生駒郡4町と大和郡山市、王寺町の1市5町の地域がひとつとなって、「WEST NARA広域観光推進協議会」を新たに発足し、滞在コンテンツの充実や旅行商品の造成など、戦略的な広域周遊観光を推進してまいります。

次に、「商工業の振興」であります。町内における創業を促進し、地域のにぎわいや 産業の活性化、雇用の創出を図るため、創業・新規事業所の開設を支援する補助制度を 新たに設けるとともに、創業支援相談を、引き続き、実施してまいります。

次に、「農業の活性化」であります。遊休農地対策として、国の農地利用最適化交付金を活用し、農業委員会の活動のさらなる活性化を図るとともに、関係機関と連携しながら、担い手への農地利用の集積、集約化を推進してまいります。また、土地改良事業として、桜池の耐震化を図るため、県営事業により耐震工事を実施してまいります。さらに、慶花池については、ため池防災対策・調査計画事業により、耐震化の事業採択に必要な事業計画の策定を行うとともに、2か所の防災重点ため池の耐震診断を実施し、安全・安心なため池整備を推進してまいります。

基本目標7の「悠久の歴史と文化、自然を大切にするまち」についてであります。

はじめに、「歴史・文化遺産の保全と活用」であります。聖徳太子1400年御遠忌を契機として、聖徳太子に関連した歴史や文化について町内外に情報発信を行うため、 斑鳩町文化財活用センターにおいて、聖徳太子をテーマとした展示会、講演会を開催するとともに、法隆寺中門前において「金剛流」による能楽公演を、歴史と文化を融合した「観光・文化イベント」として実施してまいります。また、史跡中宮寺跡については、 史跡地の北側における遺跡の範囲確認を目的とした発掘調査を推進するとともに、史跡の適切な保存を図りながら、コスモスの植栽やイベントの開催などを通じて、多くの 方々に聖徳太子ゆかりの文化財への関心を持っていただけるよう努めてまいります。また、 斑鳩町文化財活用センターでは、 斑鳩の歴史と文化や史跡藤ノ木古墳の紹介映像の バリアフリー化を図るとともに、開館以来10年を経過した映像機器のリニューアルを 行い、より一層の町内の文化財の情報発信に努めてまいります。

次に、「文化・芸術の振興」であります。文化・芸術活動の拠点として、いかるがホールについては、設備等の経年劣化などから順次更新を進めており、新年度では、2階研修室や和室等において、感染症対策のための換気機能の追加を含めた空調設備の更新と、大ホールの舞台諸幕類の更新を実施してまいります。また、住民の身近な文化・芸術活動の場として、各公民館で開催している公民館教室について、多様化する住民の学習ニーズに対応し、誰もが気軽に参加でき、生きがいづくりにつながるよう、住民の声を汲み取りながら、学習機会の拡充と内容の充実を図り、住民がより参加しやすいものとなるよう努めてまいります。

次に、「風景・景観・自然環境の保全」であります。風景・景観の保全として、斑鳩町景観計画及び斑鳩町景観条例に基づき、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担う協働の景観づくりを進めるとともに、景観法や都市計画等関係諸制度の活用により、住民の景観形成活動への支援を図ってまいります。また、自然環境の保全として、いかるが溜池周遊道路の維持管理を行うとともに、この資源を活用し、水辺の保全に努めてまいります。また、森林資源の適切な管理を図るため、森林環境譲与税を財源として、間伐や人材育成等の森林管理システムを運用し、山林の保全と活用を図ってまいります。以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度における主要施策の概要につきまして申しあげました。

私は、「和の精神」のもと、住民の皆様、そして斑鳩町を応援してくださる皆様と心をひとつにして、未来に向かって輝き続ける斑鳩町を創ってまいります。

議員の皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申しあげます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(坂口徹君) 次に、お手元に配布いたしております議事日程表の日程 8. 議案第 1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例についてから、日程 4 4. 報告第 5 号 令和 3 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてまで、以上、3 7 議案を一括上 程します。

町長から、本定例会に付議されました37議案について、総括提案説明を求めます。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の 総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮の ため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにはご配慮いただき、あり がとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願いを申しあげます。

○議長(坂口徹君) ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程8. 議案第1号から日程25. 議案第18号、日程32. 認定第1号の、町長提案の19議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程8. 議案第1号 斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例についてを議題とし、 総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程9. 議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

- ○12番(木澤正男君) 今回の国保税条例の改正なんですけど、後期高齢分と介護納付金分の所得割りですね、こちらのほうを0.2%ずつ引き上げるという一方で、医療分の均等割、世帯割ですね、こちらのほうを引き下げるという改定でございます。こちら上げる分と下げる分とあるんですけども、全体としては会計に対してはどういう影響を与えることになるんでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) まず、影響額ですので、保険料の関係でお答えさせていただきたいと思います。今回のこの改定に伴いまして、平均の保険料、調定額になりますけども、ひとり当たりにつきましては、現行税率では11万1,821円、この改定

後の税率では11万2,064円ですので、243円の増額と、率でいいますと0. 2%の増ということになります。あと、調定額全体で見ますと、現行税率では6億3,550万円程度、この改定後では6億3,680万円程度で、これも同じぐらいの0. 2%の増額となります。

- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 上げる分と下げる分とありまして、応益割の部分について引き下がっているということについては一定評価はできるんですけども、全体としては微増になるということで、あと、国保運営協議会で出された資料の中でも、それぞれの世帯に対してどういう影響があるか見せていただきましたけれども、これ、厚生常任委員会でも報告はされていましたが、現役世代4人家族で年収が100万円の世帯については一定保険税が引き下げになるということはあるものの、それ以上の世帯については増税になっていくということで、全体で見るとやはり増税となって、住民の皆さんの負担増になるというふうにとらえるんですけれども、このコロナ禍の中でですね、0.2%とはいえ、引き上げをすることについて、見送るべきだというふうに考えるんですけれども、町としてはこれはどのように考えるんでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 今回のこの見直しにつきましては、答申にもいただいたとおり、コロナの影響下も含めてのご答申をいただいているところでございます。今回この値上げにつきましては、県が示します令和6年度の統一保険料というのがございますので、現時点では1人当たりの保険料で申しあげますと11万6,854円、こちらのほうに持っていくということが必要でございます。その中で限られた年限の中で、少しずつ急激な負担を避けるために、少しずつ、徐々に徐々に負担額をかえていくというところが、この答申にもいただいているところでございます。今回、この改定に伴いましては、低所得者、議員も述べられましたとおり、所得のない方については減額というところも、このコロナ禍の影響も考えての対応をさせていただいているところでございますので、あくまでもこの統一保険料の中では、この後期高齢者の支援分と介護保険料分については、まだ税率も格差がございますので、そちらのほうに徐々に持っていくというところの改定ということでご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 国民健康保険制度が県単位化をされて、県主導でいろいろ物事が進められようとしていると、これについてはこの間いろいろ議論をしてきましたが、

統一保険料率というのが、果たして本当にふさわしいものなのかどうかという点では私強く疑問をもっていますし、税率を決めるのはそれぞれの市町村の裁量となっていますので、必ずそれに統一していくことが、住民の皆さんにとっていいのかという点では強く疑問をもっています。もう一点確認をしたいんですけども、今回の条例改正の中で減免規定がですね、統一化されるということで、これも改正をされていますが、これ、内容についてはこれまで斑鳩町がやってきた減免規定とかわるものなのかどうか、その辺について確認をしておきたいと思います。

- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 減免規定の統一につきましても、県単位化の関係で統一をさせていただいているところでございます。去年の委員会でもこの見直しの関係についてはご報告はさせていただいておるところではございますけれども、斑鳩町の減免規定につきましては、影響を受けるものがない、ほぼ同じ、ほぼというか同じ条件でございますので、特に不利益が被るという状況ではございません。
- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) この減免につきましては要綱のほうでも定めているというふう に思いますが、そちらのほうの改定はどうなんでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) 今回、この国民健康保険税条例のほうの改定をさせていただきまして、それにあわせて、4月1日施行で要綱のほうも改正させていただくという予定をしております。
- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) その要綱につきましては、内容は特にかわるものではないということで安心はしましたが、このやっぱり税条例、そのものの率の改正ですね、金額と、については、私は今コロナ禍の下で、こういう形で上げていくということと、やはり県単位化のもとで、県が示す標準保険料率にあわせていくということ自体にも疑問をもっておりまして、この件については問題があるんじゃないかというふうに感じております。
- ○議長(坂口徹君) これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第2号は、厚生常任委員会に付託します。 次に、日程10. 議案第3号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを 議題とし、総括質疑をお受けします。
  - 12番、木澤議員。

- ○12番(木澤正男君) こちらの介護保険料につきましても、改定されて、要は値上げになるということですね。で、見ますと、基準となる第5段階で年間290円の値上げということですけども、これ第8期の計画の中でですね、この改定によってどれぐらい影響があるのか、その金額教えていただけますか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) この介護保険料につきましては、3か年の計画になって ございます。ですので、まずこの給付費というのがまずそれぞれお出しさせていただい て、それに基づいて保険料のほうを算定するということをまずご理解いただきたいと思います。第7期の保険料につきましては、3か年でございますけれども、68億7,768万円で、今回見直しをさせていただきました第8期の保険料につきましては、75億1,059万円となっております。6億3,291万円、9.2%の増というふうに なっております。この中で制度とかいろいろ変わるわけなんですけども、交付金関係が 当然国からも入ってきますので、そういったところを除く概ね23%が保険料になって くるということになります。今回それをもとに計算をさせていただいた分が、今、質問者がおっしゃられました290円の増額ということになります。で、この金額をもとに 保険料自体、計算をしていきますと、第7期が16億7,869万円、第8期で18億2、378万円、1億4、500万円程度の増ということになります。
- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) そのように、1億数千万ですね、増ということですけども、給付はのびていくというふうに見ているんですけども、これまで基金があったと思うんですけども、それの取り崩しがどれぐらいされて、こちらについても国保税と同じなんですけども、今、コロナ禍の中でですね、これ上げなければいけないのか、介護保険運営協議会等で意見なんかは出なかったんでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) ただいま答弁させていただきましたとおり、この保険料につきましては、まず、次回8期3か年の給付料がどうかというところからの計算になりますので、それに基づいた結果が、今こういった形で基準の保険料で290円ということになります。コロナ禍の影響につきましては、介護保険の給付料を見込む中でも議論をしていただいておりまして、初年度の令和3年度ではサービスの利用が若干減るだろうというところも踏まえての結果ということでございますので、そういった意味ではコロナの影響というのは審議会の中でも議論をしていただいているところでございます。

- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) いろいろ町のほうでも介護保険運営協議会の中で協議して、いるいろコロナの影響も鑑みて、こういう改定をされるということですが、私は今この時期に、やはり値上げになるということについては住民の理解は得られないというふうに考えますし、ここであまりこれ以上制度のことは深く議論はしませんけども、介護保険の制度ができて20年になる年ですね、この間ずっと指摘をしてきましたけども、先ほど部長もおっしゃってましたけど、保険料については全体の費用の2割程度が被保険者の保険料としてのしかかってくるということで、制度開始からおよそ2倍になってきているということで、制度はあるけども、介護は使えないという状況が広がっているというふうに思います。これについてはまた後刻、予算の中ででも議論をしたいと思いますが、こうしてどんどん値上がりを続ける介護保険については住民の皆さんの負担増になってますし、特に今の状況のもとでの保険料の増というのは、住民に理解を得られないものだというふうに考えておりますので、意見として申しあげておきます。
- ○議長(坂口徹君) これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第3号は、厚生常任委員会に付託します。 ここで10時55分まで休憩いたします。

( 午前10時42分 休憩 )

( 午前10時55分 再開 )

○議長(坂口徹君) 再開いたします。

次に、日程11. 議案第4号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第4号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程12. 議案第5号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第5号は、厚生常任委員会に付託します。 次に、日程13. 議案第6号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受 けします。

# (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第6号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程14. 議案第7号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質 疑をお受けします。

# (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第7号は、厚生常任委員会に付託します。 次に、日程15. 議案第8号 権利の放棄についてを議題とし、総括質疑をお受けし ます。

# (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第8号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会に付託します。 次に、日程16. 議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

# (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第9号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託します。 次に、日程17. 議案第10号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 (第4号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

#### (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第10号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第10号は、厚生常任委員会に付託します。 次に、日程18.議案第11号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

#### (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第11号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第11号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程19. 議案第12号から日程24. 議案第17号までの6議案は、令和3年度各会計の予算にかかる案件です。よって、会議規則第37条の規定により、6議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、日程19. 議案第12号 令和3年度斑鳩町一般会計予算について、日程20. 議案第13号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程21. 議案第14号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程22. 議案第15号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程23. 議案第16号 令和3年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程24. 議案第17号令和3年度斑鳩町下水道事業会計予算について、以上6議案を一括議題とします。

ただいま一括議題といたしました6議案について、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第12号から議案第17号までの6議案に関する総括質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております6議案については、委員会条例第5条 の規定により、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託す ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの6議案については、委員7名をもって 構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。総務常任委員会から、溝部議員、伴議員。厚生常任委員会から、小城議員、横田議員。建設水道常任委員会から、木澤議員、奥村議員。 広報発行常任委員会から、齋藤議員。以上、7名の議員を指名します。

各議員には、よろしくお願いいたします。

次に、日程25. 議案第18号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑を お受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、議案第18号に関する総括質疑を終結します。 ただいま議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程26. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)、日程27. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)、以上2議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第2号の2議案については一括議題とし、委員会付託を 省略します。理事者の提案説明を求めます。

**西巻総務部長。** 

○総務部長(画巻昭男君) 諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)及び(その2)につきまして、ご説明申しあげます。本諮問は、現・委員の池元秀次氏及び中塩利明氏の任期が、令和3年6月30日をもって満了となることから、その後任として、松田博美氏及び植村俊彦氏を、人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。それでは、諮問第1号から順次、議案書を朗読させていただきまして、説明といたします。

はじめに、諮問第1号です。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その1)

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により、議会の意見を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目8番34号

氏 名 松田博美

生年月日 昭和29年9月10日

松田博美氏の、略歴につきましては、次のページに、記載のとおりでございます。朗 読につきましては、省略をさせていただきます。

次に、諮問第2号です。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その2)

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺北1丁目2番43号

氏 名 植 村 俊 彦

生年月日 昭和37年6月12日

植村俊彦氏の、略歴につきましては、次のページに、記載のとおりでございます。朗 読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、諮問第1号及び諮問第2号の説明とさせていただきます。何とぞ、 満場一致をもって、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長(坂口徹君) お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申 することと決しました。

続いて、お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申 することと決しました。

次に、日程28. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)、日程29. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)について)の2 議案は、いずれも同一事故にかかる町長専決処分の承認案件であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第 3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第2号の2議案については一括議題とし、委員会付託を 省略します。

理事者の提案説明を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、承認第1号及び承認第2号につきまして一括 してご説明申しあげます。

まず、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)を、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

#### 損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月21日

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町服部1丁目2番20号地先の町道401号線において水道管破損による漏水事 故が発生し、通過した車両が落下、破損した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

- 1. 損害賠償の額 1,093,400円
- 2. 損害賠償の相手方 大阪府高石市高砂3丁目80番2号

株式会社 イワオ流通サービス

代表取締役 岩尾 徹

本件につきましては、去る令和2年9月8日午前7時頃に、町道401号線(通称服部道)の服部1丁目2番20号付近におきまして、水道本管、口径15cmの塩ビ管の破損に伴う漏水が発生いたしました。その漏水箇所で道路内の土砂が水路等に抜け出たため、アスファルト舗装の下で空洞となり、プロパンガスを積載した配送用のトラックが通過した際に、道路の陥没とともに車体の後輪部分が落下し車体の後部が水没し破損いたしました。運転手には怪我はありませんでした。この事故によります損害賠償として、搬送用トラックの所有者である株式会社イワオ流通サービスに車両の修理費として94万6千円を負担することで令和3年1月21日に示談が成立いたしましたことから、落下した車両の引き上げに要したレッカー費用14万7,400円を含めた109万3,400円を、損害賠償の額と決定し、すみやかに賠償金の支払いを行う必要から、地方自治法第179条第1項の規定により町長の専決処分とさせていただき、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和2 年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)について)のご説明させていただきます。

議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

# 専決処分書

令和2年度 斑鳩町水道事業会計補正予算 (第4号) について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月21日

斑鳩町長 中 西 和 夫

先ほどの承認第1号の損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただきました ことに伴います、損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償の支払いのための補正 でございます。それでは、補正予算書に基づきまして説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出におきまして、収入では、第1款 水道事業収益 第2項 営業外収益 第2目 雑収益で、保険金の受入れ額109万4千円の増額、支出では、第1款 水道事業費用 第2項 営業外費用 第2目 雑支出において、損害賠償の支払い額109万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。 令和2年度 斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和2年度 斑鳩町水道事業会計の補正予算 (第4号) は、次に定めるところ による。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度斑鳩町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入(科目) 第1款 水道事業収益 (既決予定額) 752, 901千円

(補正予定額) 1,094千円

(計) 753, 995千円

第2項 営業外収益 (既決予定額) 157,609千円

(補正予定額) 1,094千円

(計) 158,703千円

支出(科目) 第1款 水道事業費用 (既決予定額) 751, 458千円

(補正予定額) 1,094千円

(計) 752, 552千円

第2項 営業外費用 (既決予定額) 37,354千円

(補正予定額) 1,094千円

(計) 38,448千円

令和3年1月21日 専決 斑鳩町長 中 西 和 夫

以上で、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)及び、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)について)の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、何とぞ原案どおり、ご承認賜りますよう、よろしく お願いを申しあげます。

- ○議長(坂口徹君) 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) まずこの事故についてですけれども、当時、担当の常任委員会等にもご報告いただきましたけれども、けがはないということで幸いでしたけれども、やはりあってはならないことだと思いますので、こうしたことは起こらないように、今後ですね、求めておきたいと思います。お尋ねしたいのは補正予算ですけれども、これまで公用車の事故等については、総合賠償保険のほうで対応されてきたということですが、これ水道会計に保険の料金が入ってきて、そのまま支払うということですけれども、これ対応というのは、今までと同じ対応ということで理解してよろしいでしょうか。
- ○議長(坂口徹君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 今回の保険金につきましても同じ対応で、総合賠償保険 での対応ということでございます。

- ○議長(坂口徹君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) そしたらこれ一般会計からの繰り入れをしているということに なるんですか。
- ○議長(坂口徹君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) はい、直接水道事業会計に入れることが、保険会社のほうからできるということを確認いたしまして、水道事業会計と直接振り込まれるということでございます。
- ○議長(坂口徹君) これをもって、質疑を終結します。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認されました。

続いて、お諮りいたします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認されました。

次に、日程30. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑 鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって承認第3号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤惠三君) それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)につきましてご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第5号

# 専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

斑鳩町長 中 西 和 夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。議案書の末尾の条例 (要旨) をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきまして は省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承 賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

今回の国民健康保険条例の一部改正につきましては、本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、公布の日から起算して10日を経過した日から施行されることとなり、本条例について、すみやかに整備する必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容は、本条例で引用しております新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものでございます。 1. 施行期日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、本条例の改正内容でございます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願い を申しあげます。

- ○議長(坂口徹君) 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 定義を改めるというのがよくわからないんですけれども、純粋 に文言の整理等だけなのか、内容が変わるのか、その辺のところ確認させていただきた いと思います。
- ○議長(坂口徹君) 加藤住民生活部長。
- ○住民生活部長(加藤惠三君) この新型コロナウイルス感染症の定義ということで、最初のほうは特措法の付則のほうで定義をされておったんですけども、今般、本則のほうに定義を移し替えられておりますので、引用する部分が変わったという改正でございますので、内容については特段変わりはございません。
- ○議長(坂口徹君) これをもって、承認第3号に関する質疑を終結します。 お諮りします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認されました。

次に、日程31. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑 鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって承認第4号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤惠三君) それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について)につきましてご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて (斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

## 専決処分書

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

斑鳩町長 中 西 和 夫

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。議案書の末尾の条例 (要旨) をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきまして は省略をさせていただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承 賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

今回の介護保険条例の一部改正につきましては、本年2月3日に新型インフルエンザ 等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、公布の日から起算して10日を 経過した日から施行されることとなり、本条例について、すみやかに整備する必要があ ったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容は、本条例で引用している新型コロナウイルス感染症の定義を改めるもので ございます。また、施行期日につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等 の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、本条例の改正内容でございます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どお り承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

- ○議長(坂口徹君) 説明が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(坂口徹君) これをもって、承認第4号に関する質疑を終結します。

お諮りいたします。

承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認されました。

次に、日程32.認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

7番、嶋田議員。

- ○7番(嶋田善行君) この路線名ですね、既存の路線名、何番かあると、そうしたら今 回新たに3つ入るということは、既存の一番最後からの、次の数値を3つ、つけていく ということではないんですか。
- ○議長(坂口徹君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 道路認定の番号についてでございます。番号につきましては、認定後の管理の面から、斑鳩町内5つの区域に分けておりまして、この5つの区域の一番最後の末尾に番号を入れることとしております。例えば国道25号線より、西側の部分については100番、国道25号線より東側については200番、そして県道大和高田斑鳩線より東側の興留区域が300番、そして稲葉区域から県道大和高田斑鳩線までが400番、竜田川より西側が500番、という形で一番頭の数字を番号を決めていて、その末尾に入れるということを決めております。なお、99を超えましたら、1001番と千の位に、1を頭にしている状況でございます。
- ○議長(坂口徹君) 7番、嶋田議員。
- ○7番(嶋田善行君) そして今回の町道認定されるのは、位置指定道路なんですか。
- ○議長(坂口徹君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 開発道路で寄付を受けたものが3路線でございます。
- ○議長(坂口徹君) 7番、嶋田議員。
- ○7番(嶋田善行君) 最後に、これ寄付を受けられたときに、検査受けまたは道路構造図ですね、そういうふうなんは受けておられるんですか。
- ○議長(坂口徹君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 町といたしましても検査を実施して、現地を確認しております。
- ○議長(坂口徹君) これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設水道常任委員会に付託します。

次に、日程33.同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

**西巻総務部長。** 

○総務部長(画巻昭男君) 同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて、ご説明申しあげます。

本同意は、現監査委員の佐伯知輝氏の任期が令和3年3月28日をもって満了となることから、引き続き、佐伯知輝氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案書を朗読させていただきまして、説明といたします。

同意第1号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条 第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目4番5号

氏 名 佐伯知輝

生年月日 昭和36年10月2日

佐伯知輝氏の、略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読 につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、同意第1号の説明とさせていただきます。何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長(坂口徹君) お諮りします。

同意第1号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、満場一致で同意されました。

次に、日程34. 同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その1)、日程35. 同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その2)、日程36. 同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その3)、日程37. 同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その4)、日程38. 同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その5)、日程39. 同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その5)、日程40. 同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その6)、日程40. 同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その7)、以上7議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第8号までの7議案については一括議題とし、委員会付 託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

**西巻総務部長。** 

○総務部長(画巻昭男君) 同意第2号から同意第8号の斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その1)から(その7)につきまして、ご説明申しあげます。

本同意は、現委員である、郡山尚氏、中面達也氏、浅野浩子氏、小野英子氏、吉田尚子氏、谷口政已氏、及び、吉田建皿郎氏の任期が、いずれも令和3年3月31日をもって満了となることから、引き続き、郡山尚氏、中面達也氏、浅野浩子氏、小野英子氏、及び、吉田尚子氏を、また、公募による委員として、引き続き、谷口政已氏を、また、新たに、山本泰三氏を同委員として選任することについて、議会の同意を求めるもので

ございます。

それでは、同意第2号から順次、議案書を朗読させていただきまして、説明といたします。

はじめに、同意第2号です。

同意第2号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて (その1)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治 倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町目安4丁目1番24号

氏 名 郡山 尚

生年月日 昭和21年4月26日

郡山尚氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

次に、同意第3号です。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて (その2)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治 倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中 西 達 也

生年月日 昭和40年2月22日

中面達也氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読に つきましては、省略をさせていただきます。 次に、同意第4号です。

同意第4号

# 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて (その3)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治 倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町龍田3丁目4番8号

氏 名 浅 野 浩 子

生年月日 昭和51年4月22日

浅野浩子氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読に つきましては、省略をさせていただきます。

次に、同意第5号です。

同意第5号

## 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて (その4)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治 倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目2番37号

氏 名 小野英子

生年月日 昭和28年10月5日

小野英子氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読に つきましては、省略をさせていただきます。

次に、同意第6号です。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

## 同意を求めることについて (その5)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治 倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目7番41号

氏 名 吉田尚子

生年月日 昭和41年3月7日

吉田尚子氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読に つきましては、省略をさせていただきます。

次に、同意第7号です。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて (その6)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治 倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年3月1日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町龍田北1丁目19番10号

氏 名 谷口政已

生年月日 昭和22年11月18日

谷口政已氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読に つきましては、省略をさせていただきます。

次に、同意第8号です。

同意第8号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて(その7)

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治 倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町龍田西6丁目12番7号

氏 名 山 本 泰 三

生年月日 昭和56年7月3日

山本泰三氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読に つきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、同意第2号から同意第8号の説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長(坂口徹君) お諮りします。

同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて (その1)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて (その2)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて (その3)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第4号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて (その4)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて (その5)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第6号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて (その6)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第7号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて (その7)については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、同意第8号については、満場一致で同意されました。

次に、日程41.報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害 賠償の額の決定について)および、日程42.報告第3号 議会の委任による町長専決 処分の報告について(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)について)の2 議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号の2議案については、一括議題とし、委員会付託 を省略します。

理事者の報告を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤惠三君) それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)及び、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)について)につきまして、一括して説明を申しあげます。

はじめに、報告第2号であります。議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

#### 専決処分書

### 損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月3日

斑鳩町長 中 西 和 夫

次の3ページ目でございます。

損害賠償の額の決定についてであります。

## 損害賠償の額の決定について

環境対策事務の一環で株式会社クックワン駐車場から国道25号へ出る際に左右確認が不十分であったため、右側から来ている車両と接触した事故による車両に係る損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 654,295円

2. 損害賠償の相手方 大阪府東大阪市横小路町6丁目987-1

株式会社 和弘運輸

代表取締役社長 酒向 泰弘

本件につきましては、去る令和2年9月15日開催の厚生常任委員会におきまして、 あらかじめ状況をご報告いたしたものでございますが、令和2年9月11日、午後2時 5分頃、斑鳩町幸前1丁目地内の駐車場から国道25号へ右折進入する際、国道25号 を東進しておりました、東大阪市の和弘運輸所属のトラックと接触するという事故が発 生したものでございます。当日、事務に従事しておりましたのは、環境対策課の髙橋卓 寛でございます。左右の安全確認が不十分であったことが原因と思われております。

この事故によります損害賠償として、株式会社和弘運輸に65万4,295円を支払うことで、物損に関する示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和3年2月3日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

なお、本件につきましては、相手方の運転手が現在も通院治療中であるため、人身に 関する示談が成立いたしましたら、改めてご報告をさせていただきます。

続きまして、報告第3号についてでございます。議案書を朗読させていただきます。 報告第3号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

## 専決処分書

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月3日

斑鳩町長 中 西 和 夫

これは、先ほどの報告第2号の損害賠償の額の決定について、専決処分をさせていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための補正でございます。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ65万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ130億7,772万円とするものでございます。補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、説明をさせていただきます。

5ページをご覧いただきたいと思います。まず、歳入予算の補正でございます。第2 1款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入でございます。自動車損害共済金といたしまして65万5千円、増額補正いたしたものであります。

次に、6ページをお願いいたします。歳出予算の補正でございます。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費 補償補填及び賠償金で、賠償金といたしまして65万5千円、増額補正いたしたものでございます。

1ページに戻っていただきたいと存じます。予算総則を朗読をさせていただきます。

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を、歳入歳出それぞれ 13,077,720千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月3日 専 決 斑鳩町長 中 西 和 夫

本件につきましては、左右の安全確認をしていれば防ぐことができた事故であるとい

うふうに認識をいたしており、職員には改めまして公用車の利用には細心の注意を払うよう指導をいたしたところでございます。今後このようなことが起きませんよう、一層注意してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

以上で、報告第2号及び報告第3号についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご了承賜りますよう、お願いを申しあげます。

○議長(坂口徹君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、質疑を終結します。

報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)および報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和2年 度斑鳩町一般会計補正予算(第13号)について)を終わります。

次に、日程43.報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和 2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

加藤住民生活部長。

○住民生活部長(加藤惠三君) それでは、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について)につきまして、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

## 専決処分書

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月15日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種を実施していくにあたり、国の令和2年度第3次補正予算を活用して、ワクチン接種のために必要な体制整備をすみやかに行うことから、接種準備に要する費用の計上と、これに係る国からの補助金の受け入れにつきまして、地方自治法180条第1項の規定により、令和3年2月15日付で専決処分させていただいたものでございます。

それでは、予算の内容につきまして、補正予算書に従いまして、ご説明をさせていた だきます。恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお願いをいたします。

はじめに、歳入予算についてでございます。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第3目 衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備に必要な準備に要する費用に対して補助金が交付されることから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金810万7千円を増額補正させていただいたものでございます。

続いて8ページをお願いをいたします。歳出予算についてでございます。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備に必要な準備に要する費用として、810万7千円を増額補正させていただいたものでございます。その主な内容といたしましては、第10節 需用費で、接種業務の事務費や救急セット等の消耗品費及び接種券や接種案内等の印刷製本費、第11節 役務費で、接種券や接種案内の郵送料、第12節 委託料で、接種記録の管理に伴うシステム改修費やパソコン等機器の設定費、第14節 工事請負費で、電話回線の整備工事費、第17節 備品購入費で、薬用冷蔵庫、パソコン等機器、事務机等の購

入費となっております。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費でございます。本補正予算における、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備に伴う予算につきましては、本年度末までにその支出を見込めないものがございますことから、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費において、新型コロナウイルス感染症予防接種実施事業として、304万2千円の予算措置をしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)

令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,107千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13,085,827千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年2月15日 専決 斑鳩町長 中 西 和 夫

以上で、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について)の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長(坂口徹君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) これをもって、報告第4号に関する質疑を終結します。

報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第14号)について)を終わります。

次に、日程44.報告第5号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(画巻昭男君) それでは、報告第5号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業 計画の報告について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第5号

令和3年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年3月1日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

恐れ入りますが、令和3年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算の1ページをお願いいたします。

はじめに、令和3年度事業計画であります。(1)地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業です。①公演・文化講座事業では、21事業を計画し、事業費合計は、2,012万4千円を計上しています。

その内訳は、1. 自主文化事業として、20事業を計画し、事業費は810万6千円を計上しています。その内容は、資料のとおりであり、事業の概要につきましては、資料2ページから4ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

- 2. 友の会事業として、いかるがホールの文化事業を促進するため、友の会を編成し、 文化情報の収集、提供を行うもので、事業費は61万6千円を計上しております。
- 3. 共通は、公演・文化講座事業に共通でかかる経費で、事業費は1,140万2千円を計上しております。

次に、(2)地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業です。①斑鳩町文化振興 センターの管理及び運営事業では、斑鳩町から指定管理者の指定を受けて、ホール部分 の管理運営を実施するもので、事業費合計は1億1,927万2千円を計上しておりま す。これに対する収益は、指定管理料収益で9,826万5千円、使用料収益で2,100万円を見込んでおります。次に、②斑鳩町立図書館の管理事業です。この事業は斑鳩町教育委員会と管理委託約を締結し、図書館部分を管理するもので、事業費は1,384万8千円を計上しております。

以上が、令和3年度の事業計画であります。

続きまして、6ページから7ページにかけての「正味財産増減予算書」でございます。 この予算書は、法人全体の財産の増減を、前年度と比較したものでございます。

7ページの下から10行目をご覧ください。一般正味財産増減の部は、令和3年度、 当年度は、固定資産等の取得予定がないことから、当期増減額は、什器減価償却額の4 5万3千円と、車両運搬具減価償却額の8万円の合計53万3千円が減少となり、期末 残高は25万円となります。

次に、指定正味財産増減の部では、基本財産である斑鳩町からの出捐金1億円のうち、9千万円を斑鳩町に処分返還することに伴い、当期増減額は、9千万円の減少となり、期末残高は1千万円となります。この結果、正味財産期末残高は9,053万3千円減の1,025万円となります。なお、8ページから18ページには、正味財産増減予算書の内訳等を詳細に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、斑鳩町文化振興財団事業計画の報告といたします。

なお、この報告の議案につきましては、去る2月10日開催の財団理事会で決定をされ、2月17日開催の財団評議員会において承認を得ていますことをあわせてご報告申 しあげます。

以上で、報告第5号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

- ○議長(坂口徹君) 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。 7番、嶋田議員。
- ○7番(嶋田善行君) 事業計画でですね、このコロナ禍で21事業とかやられる、その ことについて理事会、また評議委員会ではなんら質問いうんですか、そういうのは出な かったんですか。
- ○議長(坂口徹君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(画巻昭男君) 評議委員会、私のほうも出ておりますけれども、いわゆる来 場者の安全を第一番に考えまして、できる範囲のなかでやっていくと、十分な安全対策 を講じたうえで、自らの自主事業ができるような体制を整えて実施していくとの説明を

受けたところでございます。以上です。

- ○議長(坂口徹君) 7番、嶋田議員。
- ○7番(嶋田善行君) それとですね、1億円のうち9千万円、町に戻すというふうなことで、これも理事会、評議委員さん、なにもおっしゃらなかったんですか、また戻す理由ですね、それをお聞かせください。
- ○総務部長(西巻昭男君) この予算の、いわゆる承認案件が出る前に、評議委員会においても、この説明をされたところでございます。財団におきましては、当初設立にあたりましては、1億円ということで、斑鳩町から出捐金を受け、設立されたところでございますけれども、現基本財産ですね、これが1千万円で設立できるという旨が確認できましたことから、9千万円を斑鳩町に返還していただいて、斑鳩町のほうで財産として受け入れさせていただくものでございます。評議委員会のほうでは、いろいろとご質問があったところですけれども、極端にいえば、その1千万円でいけるのかなという内容の質問がございましたけれども、今までその基本財産を使って何か資金がショートしたとか、という対応もなく、すべてが斑鳩町の指定管理料と補助金で賄われていることから、大丈夫だということで、理事長のほうから説明があったところでございます。以上です。
- ○議長(坂口徹君) 7番、嶋田議員。
- ○7番(嶋田善行君) 斑鳩町で9千万円入れていただくという喫緊の入り用があったんですか、別に1億円そのまま置いておいても、9千万円ですか、残り1千万円で、1億 置いておいても別段なんら問題はないわけではないんですか。
- ○議長(坂口徹君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 嶋田議員おっしゃいますとおり、いわゆる財団のほうで預けておいても、大丈夫じゃないかということなんですけども、そうした場合ですと、斑鳩町の今、基金運用という形で、基金運用利子のほうも入ってこれませんし、なおかつ斑鳩町のほうも今後の財政運営を考える中でありましたならば、9千万円を財政調整基金に積み立てをさせてもらうことによりまして、長期的に見ましても財政の安定化がはかれるものではないかというふうに考えたところでございます。以上です。
- ○議長(坂口徹君) 7番、嶋田議員。
- ○7番(嶋田善行君) 言ってるのはね、斑鳩町が喫緊に入り用なのかどうかいうことですわ。別に財団に置いておいてもいいわけでしょ。喫緊に必要だったら別ですよ。そこ

らへんの説明はどうなっているんですか。

- ○議長(坂口徹君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(画巻昭男君) 喫緊にいま、斑鳩町の財政運営が危ないのかといえばそうでもございません。ただ、このいわゆるコロナ禍の中において、来年度の税収入等も見極める中を考えれば、今後、税収等は減っていくだろうということはございます。そうした中で財団のほうが1千万円で基本財産が運用できるならば、斑鳩町に返金をさせていただき、斑鳩町のほうで運用させていただいたほうが、より効率的と考えて判断したところでございます。以上です。
- ○議長(坂口徹君) これをもって、報告第5号に関する質疑を終結します。

報告第5号 令和3年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日、3月2日から3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

どうもお疲れさまでした。

(午前12時11分 散会)